無料職業紹介事業【変更届出及び許可証書換申請】提出書類

無料職業紹介事業許可の際に届出した事項について変更があった場合に手続きが必要です。

このうち[許可証記載事項]に係る変更の場合は、許可証書換となります。変更事項に応じ**《添付書類》**を組合せ、手続きを行ってください。

届出・申請期限は、変更事後10日以内、ただし変更に伴い登記事項証明書を添付する場合については当該変更に係る事項の あった日の翌日から起算して30日以内となります。

不明な点は、秋田労働局需給調整事業室までご確認下さい。

■印は、職業紹介事業を行う事業所毎に作成が必要です。

"	牂		\sim	Ξ»
u	T	=	-	. W
•		_		E #

□ 【様式第6号】無料職業紹介事業変更届出書及び許可証書換申請書 [記載例参照] 正1、写し2

《添付書類》

事業者氏名又は法人の名称、住所の変更

※電話番号のみを変更した場合も変更届出が必要となりますが、許可証の書換申請及び添付書類は必要ありません。

	定款(現行の定款と相違ないことを証明)	正1、写し1
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) **添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。以下同じ。**	正1、写し1

事業所の名称の変更

定款 変更が加えられた場合のみ(現行の定款と相違ないことを証明)	正1、写し1
登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 変更が加えられた場合のみ	正1、写し1

事業所の所在地の変更

※電話番号のみを変更した場合も変更届出が必要となりますが、許可証の書換申請及び添付書類は必要ありません。

定款 <u>変更が加えられた場合のみ</u> (現行の定款と相違ないことを証明)	正1、写し1
登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 変更が加えられた場合のみ	正1、写し1
■業所使用権を証明する書類(※使用目的が「事務所」であること) *自己所有の場合・・・建物の登記事項証明書 ※添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。 *賃貸借の場合 ・・・賃貸借契約書	正1、写し1 写し2
事業所のレイアウト図(面積、個人情報保管場所、職業紹介責任者、面談スペース等)	正1、写し1

兼業に関する変更

定款	正1、写し1
登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	正1、写し1